

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、発議第2号 松崎町議会会議規則の全部を改正する規則についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番 高柳孝博君 登壇）

○7番（高柳孝博君） 発議第2号 松崎町議会会議規則の全部を改正する規則について、地方自治法第112条及び、松崎町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、元々、議員必携というのがあるわけで、その中の運営の基準の条項とですね・・・、松崎町の規則とが、ズレていると、少し足りないものがあるというのが発端であります。提案理由を読み上げます。秘密会の動議、請願の紹介の取り消し、会議録の配布に関して新たに規定するとともに、全体的な条項ずれ、文言・字句の整理等を行うため、規則の全部を改正するものであります。秘密会の動議というのは、18条であります。資料の18条のところをご覧いただきたいと思います。18条、これを全部付け足すということでございます。それから、請願の紹介については、90条でございます。90条、これも追加になります。3つが、会議録の配布に関してですが、これは、125条と126条であります。これらを追加することによって、その他の条項も全部動かさなきゃならないものですから、全体的な改正となったものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井 要君） 本発議第2号については、賛同者が全員でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、本発議は質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決しました。

これより発議第2号 松崎町議会会議規則の全部を改正する規則についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---